

第74回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成31年2月5日(火) 午前10時30分開会 午前11時49分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 6階 会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤会長、川崎委員、高比良委員、佐藤委員、平栗委員、柳原委員

(2) 事務局 経済戦略局：田村商業担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「(仮称) 阪急オアシス西区新町店」(西区：新設)

(2) 「(仮称) ライフ鶴見安田店」(鶴見区：新設)

(3) 「(仮称) レクサス大阪福島新設計画」(西区：新設)

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「(仮称) 阪急オアシス西区新町店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

② 「(仮称) ライフ鶴見安田店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、

周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。特に周辺の通学路に配慮するとともに、混雑時の交通整理員の配置に際しては、より一層の交通安全の確保に努められたい。

③「(仮称) レクサス大阪福島新設計画」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見(案)について

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について(報告)

資料5 届出要約書

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(電話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190